

## 第8章 文化財の防災・防犯

### 第1節 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

#### 1. 現 状

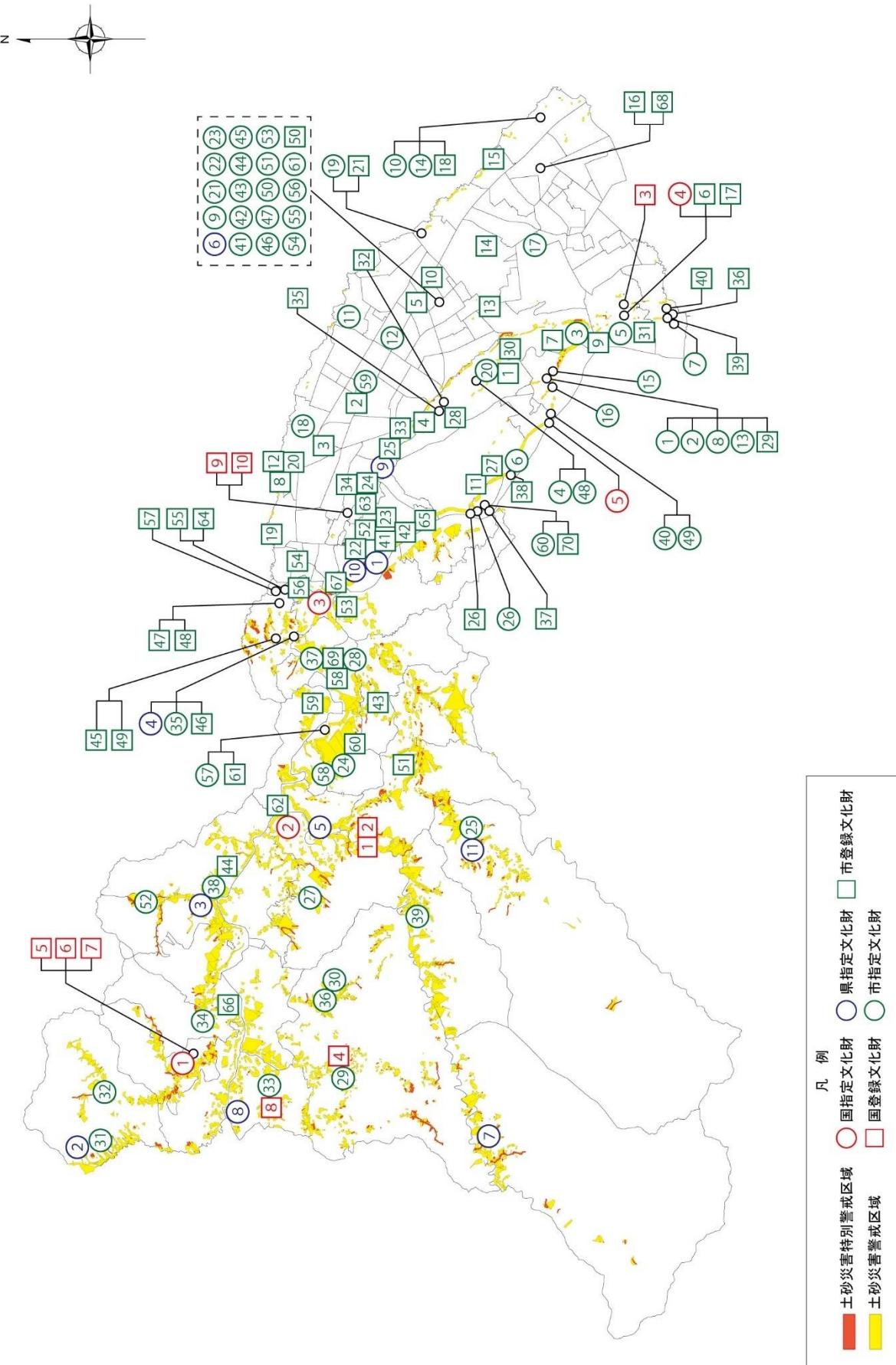
##### (1) 風水害

明治期以降の堤防やダム建設などの治水対策により、河川からの氾濫（外水氾濫）の危険性は低下していますが、都市的な土地利用によって土地の保水能力が低下し、排水機能の飽和による内水の浸水被害が局所的に発生しています。また、本市域における土砂災害（特別）警戒区域の指定状況は、特別警戒区域を含め、急傾斜地の崩壊が 1,357 か所、土石流 850 か所、地すべり 1 か所で、その多くが山地を擁する津久井地域です（令和 6（2024）年 4 月 1 日時点）。暴風雨などによる倒木で文化財に被害が及ぶことも懸念されます。

近年国内では 1 時間に 100 mm を超えるような豪雨が頻発していますが、市内の地域気象観測所のこれまでの降水量の統計による極値と確率計算による降水量をみると、相模原中央では 100 年に一回程度の降雨、相模湖では 30 年以上に一回程度の雨が実際に観測されています。記憶に新しい「令和元年東日本台風」では、本市域も甚大な被害を受けており、床上床下浸水含めた建物被害が 400 棟以上、土砂災害は 250 か所にのぼりました。文化財においても、国登録有形文化財の旧中村家住宅など、文化財への直接的な被害も発生したほか、市登録有形民俗文化財の寸沢嵐沼本の徳本念佛塔がある石仏群の裏手岩盤が一部崩壊するなど、文化財のおかれている環境にも影響が出ています。このような豪雨が広域に発生した場合には、浸水想定のようなこれまでに経験のない豪雨災害が発生するおそれがあります。

表 8-1 風水害の履歴

発生年月日	理由	死傷者	住家被害等
昭和 57（1982）年 8 月 1 日	台風第 10 号	死者 5 名、負傷者 7 名	床上・床下浸水 69 棟（藤野地域）、崖崩れ 66 か所（津久井地域）
昭和 61（1986）年 3 月 23 日	大雪	なし	断水 8 万戸、停電 6 万 5 千戸
平成 2（1990）年 8 月 8 日	集中豪雨	なし	床上・床下浸水 76 棟
平成 3（1991）年 9 月 19 日	台風第 18 号	斜面崩壊による負傷者発生	床上・床下浸水 265 棟（非住家 20 軒）
平成 20（2008）年 8 月 28 日～29 日	大雨	なし	市内全域で床上・床下浸水 144 棟
平成 26（2014）年 2 月 14 日～17 日	大雪	負傷 104 名	停電 5 千軒以上
平成 28（2016）年 8 月 22 日	大雨	死者 1 名	床上・床下浸水 8 棟、崖崩れ 4 件、停電 400 軒
令和元（2019）年 10 月 11 日～13 日	令和元年東日本台風 (台風 第 19 号)	死者 8 名、負傷者 3 名	床上・床下浸水 356 棟、崖崩れ 216 か所（藤野地域・相模湖地域・津久井地域・城山地域）停電 3,959 軒、断水 3,722 戸



## (2) 地震

本市を中心とする関東地方の地質構造、活断層の分布、地震の発生状況等の調査結果から、本市に被害を及ぼすおそれのある地震は、活断層による直下型地震、プレート境界の海溝型の地震、南関東直下の地震が挙げられています。また、相模川沿岸では低地部で液状化の危険性が指摘されています。

表 8-2 相模原市に影響を及ぼす地震

地震のタイプ	発生場所	地震の規模、発生確率等	住家被害等
活断層による直下型地震	国府津－松田断層帯	相模トラフ地震の分岐断層とみられる。	百年以上後に、震度6強程度
プレート境界の海溝型の地震	相模トラフ（大正12（1923）年関東地震の再来）	マグニチュード8程度（中長期的な対策の対象）	
	駿河トラフ（東海地震）、南海トラフ	マグニチュード8程度 切迫性がある。	近い将来、震度5強程度
南関東直下の地震	海側と陸側のプレートの境界面	マグニチュード7程度 ある程度の切迫性がある。	北関東で発生する可能性
	海側プレート内部		東京都以北で発生する可能性
	地表から浅い場所		どこで起きるか分からないが直下で起れば震度6強程度

## (3) 火山災害

本市の周辺には、富士山や箱根山などの活火山があり、このうち、本市は富士山について、富士山火山防災対策協議会により富士山ハザードマップが改定（令和3（2021）年3月）されたことに伴い、令和3（2021）年5月31日に、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づく火山災害警戒地域に指定されました。富士山の噴火により、溶岩流と降灰の影響が想定されます。また、箱根山の噴火による本市への影響は想定されていませんが、噴火の

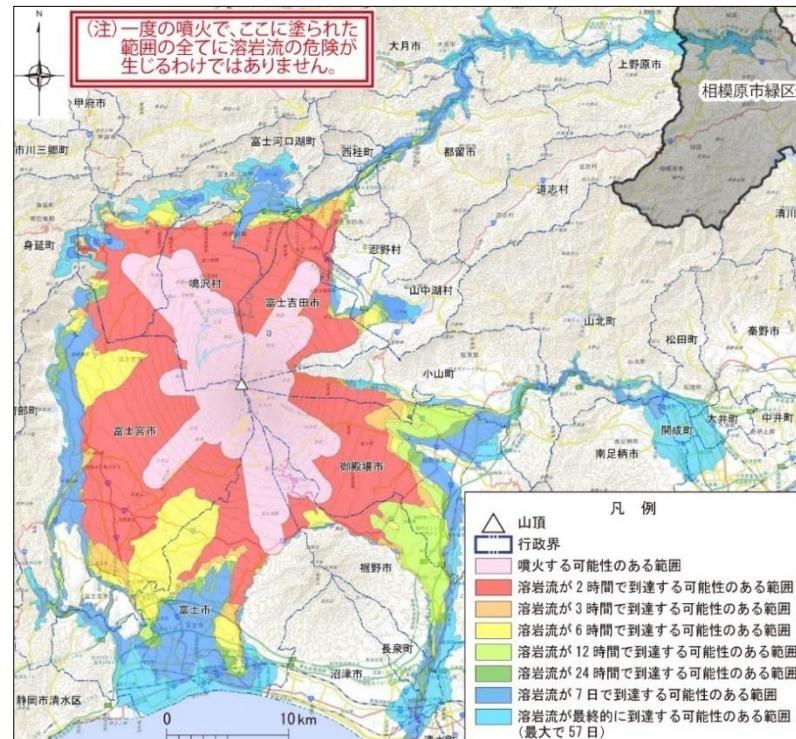


図 8-2 溶岩流可能性マップ  
(出典：相模原市 令和3年 溶岩流可能性マップ)

規模や風向によっては、市域への降灰があります。

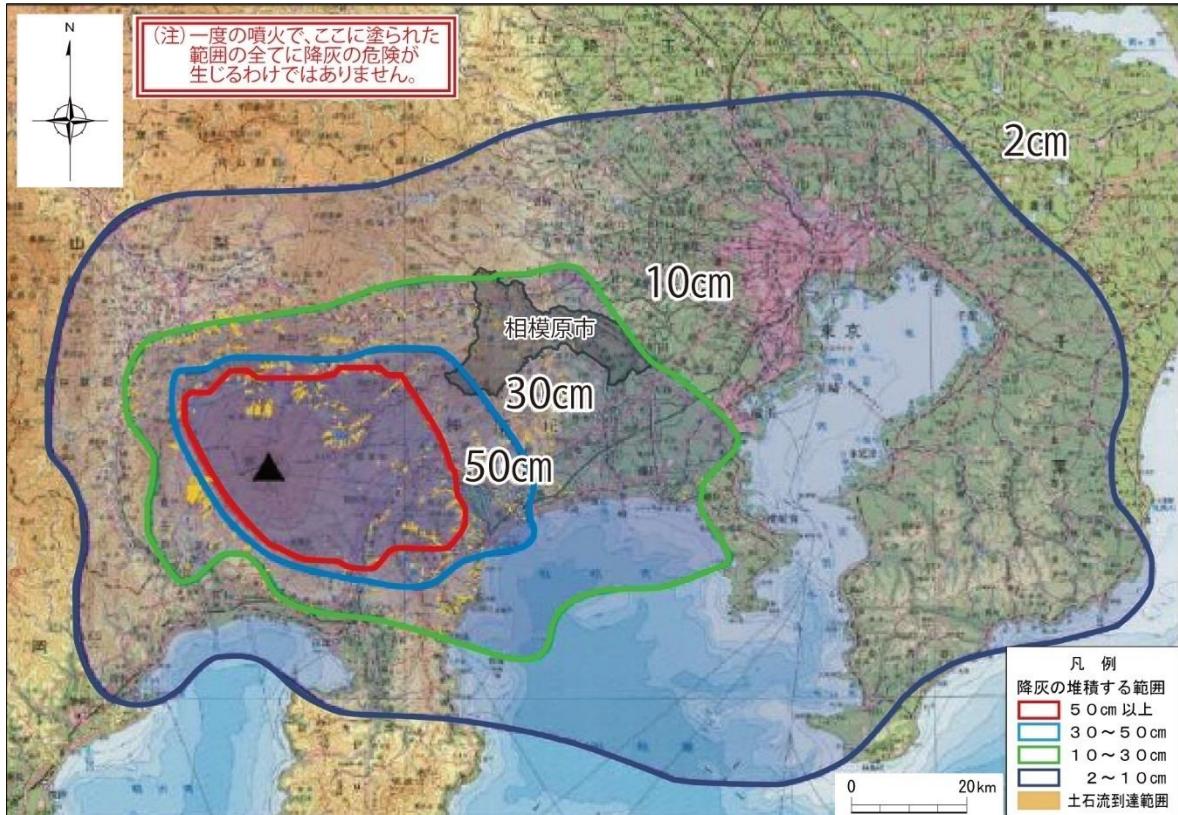


図 8-3 降灰可能性マップ（出典：相模原市 令和 5 年 神奈川県版「富士山防災マップ」）

#### （4）火 災

市内における令和 5 (2023) 年の火災件数は 150 件で、発生件数はほぼ一定に推移しています。出火原因は「たばこ」27 件が最も多く、次いで「こんろ」16 件でした。文化財に関しては、古い建物施設であるがゆえに、漏電等の危険性をはらんでいることが多いとみられます。近年、フランスのノートルダム寺院や沖縄県の国史跡首里城跡などを代表とする文化財の火災などが発生し、火災による文化財の焼失を防ぐ実効的な対応が求められています。本市においても、戦前に建設され市内で唯一現存していた青根小学校の木造校舎が、平成 27 (2015) 年 4 月に市登録有形文化財に登録されましたが、翌平成 28 (2016) 年 4 月に全焼し、登録抹消となっています。また、未指定文化財においても、平成 24 (2012) 年に下溝八幡宮本殿が焼失したほか、津久井城が築かれた城山の山頂付近の樹齢 900 年と伝える大杉が、平成 25 (2013) 年に落雷を受けて焼失しました。いずれも地域に親しまれ、シンボル的な存在であったものです。そのような中、本市では『相模原市地域防災計画』に基づき、防火訓練などの防火対策に取り組んでいます。



図 8-4 焼失した青根小学校校舎（登録抹消）

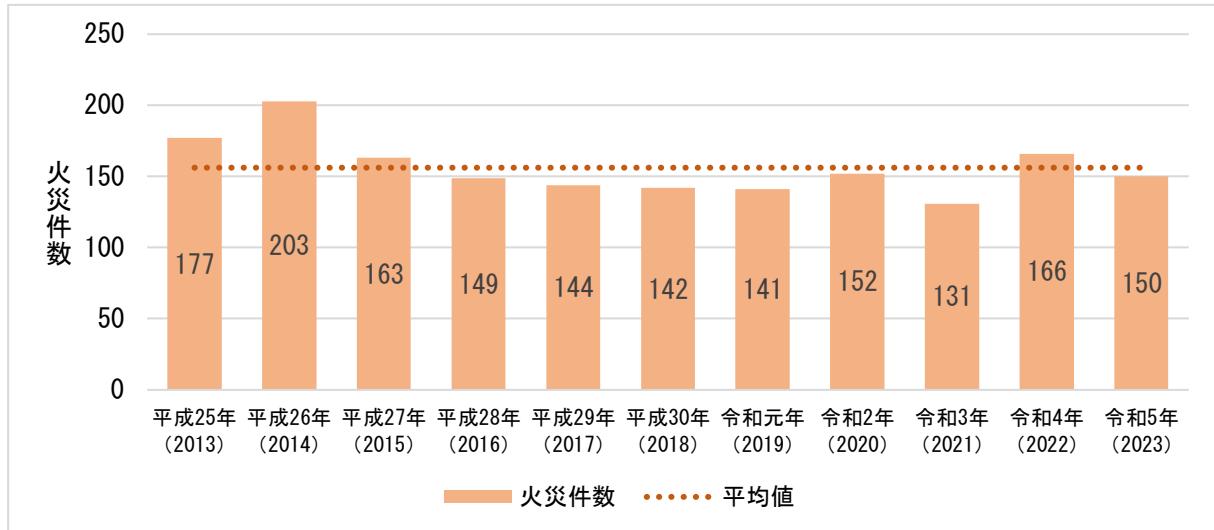


図 8-5 相模原市の10年間の火災の推移  
(出典:相模原市消防年報2023(令和5年度版)相模原市消防局)

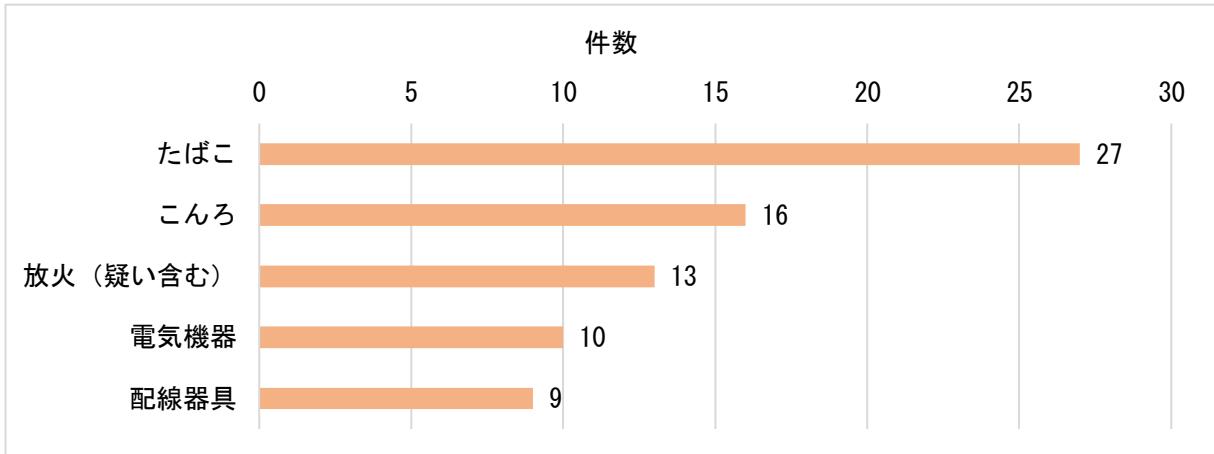


図 8-6 相模原市の令和5年の出火原因上位5位  
(出典:相模原市 令和5年 火災概要 相模原市消防局)

## (5) 防 犯

近年、国内の社寺等における美術工芸品の盗難や、建造物の汚損等が発生しています。本市においても例外とはいはず、有形文化財においては、主に神社や寺院を中心に、監視カメラの設置など、防犯対策の取組が進められています。天然記念物においては、県指定のギフチョウなどをコレクターによる捕獲から守るため、地域の保存会が警察とも連携し、官民合同パトロールの実施がされています。今後も犯罪から文化財を守り、確実に後世へ継承していく取組が必要です。



図 8-7 しのばらギフチョウの会によるパトロール

## 2. 課題

---

本市における防災・防犯に関する現状を踏まえ、文化財における防災・防犯に関する課題を整理すると次のとおりです。

- 既存の文化財のリストや所在地などの文化財情報が一元的に整理されておらず、災害発生時における文化財被害の状況を迅速に把握することは困難です。
- 国・県指定文化財の所有者等向けに『神奈川県文化財防災対策マニュアル』が平成30(2018)年4月に作成されていますが、本市の状況に則って、文化財所有者等や神奈川県教育委員会、博物館等と連携した文化財対応マニュアルの整備が今後の課題であり、より迅速な対応体制の構築が求められます。
- 市所管の小原宿本陣や個人等が所有する文化財建造物には防災・防犯設備が十分に設置されておらず、災害への被害拡大を抑止する対応整備が遅れています。
- 毎年1月26日の「文化財防火デー」の取組として、消防署と連携した防火訓練を実施していますが、市民の文化財防災に対する危機感が高まりません。文化財所有者の防災・防犯意識や、文化財を地域で守っていこうとする市民意識の向上を図る必要があります。
- 文化財の防災・減災のためには、災害発生時に機能する迅速な初動対応が必要です。
- 本市の文化財は、市内各所に点在し、市職員だけでその保存・管理の状況を把握することは困難です。

## 第2節 文化財の防災・防犯に関する方針と取組

### 1. 方針

本市における文化財の防災・防犯に関する課題を受け、文化財の防災・防犯の方針を次のとおり設定します。文化庁・消防庁・国土交通省が作成した『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』、『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防災対策ガイドライン』（令和2（2020）年12月改訂）及び『国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防災訓練マニュアル』（令和2（2020）年3月）（消防庁）等を参考に、防災・防犯対策を推進します。

- ・災害時の迅速な対応のため、未指定文化財をはじめ、さがみはら地域遺産の分布を把握し、情報を一元化して管理する体制を構築します。
- ・災害発生時における市独自の文化財防災対応マニュアルを整備し、文化財防災の取組を推進します。
- ・歴史的建造物を後世に適切に保存継承するため、耐震化や防災施設の整備を促進します。
- ・文化財の防災、防犯に対する文化財所有者や地域住民の意識の向上を促進する取組を推進します。
- ・市民の防災意識向上とともに、災害発生時の迅速な初動対応を担う文化財防災の体制構築を図ります。
- ・地域住民と連携しながら日常的に文化財を巡視し、保存・管理の状況を把握します。

### 2. 取組

No	取組の名称	取組の内容	取組主体				取組期間				
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	8 令和 8 年	9 令和 9 年	10 令和 12 年	13 令和 15 年
36 再掲	防災・防犯への活用を踏まえた情報の一元的管理	防災・防犯に活用できるよう文化財リストのデータベース化と地理情報システム（G I S）により文化財情報を一元的に管理し、災害発生時に文化財レスキューで迅速に対応できるようにする。	◎			△					
37 再掲	文化財防災防犯対策マニュアルの周知	『神奈川県文化財防災対策マニュアル』をもとに、本市の状況に則った文化財防災マニュアルを整備し、指定等文化財の所有者等に配布するなど普及啓発を図り、防災対応、防災・防犯意識を高める。	◎	△	△	○					
38 再掲	文化財ハザードマップの作成・周知	各種ハザードマップ等を集約したさがみはら防災マップをもとに、文化財に関わる災害危険個所等を把握し、さがみはら文化財ハザードマップを作成して文化財所有者等に注意喚起する。	◎	△	△	○					

No	取組の名称	取組の内容	取組主体				取組期間				
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	8 令和 8 年	9 令和 9 年	10 令和 10 年	13 令和 13 年
39 再掲	文化財防災訓練	文化財防火デーの実施に伴い、消防署と文化財所有者等が連携した消防訓練や予防査察、文化財公開施設における防災訓練を継続的に実施する。	◎			○					
40 再掲	指定等文化財の防災・防犯設備の設置	建造物の耐震化や防災・防犯施設の整備について、国等の文化財補助制度を活用して設置を促進する。	○			◎					

### 第3節 文化財の防災・防犯の連携による体制整備

本市に所在する文化財について、自然災害や火災、盗難・汚損等の災害発生時における対応及び被害状況確認等の連絡体制を次に示します。文化財は、一度滅失すれば再生は困難なため、損失を未然に防ぐとともに、災害発生時における迅速な対応が重要です。災害・被害発生時等のみならず、平時より、市民合同での訓練を定期的に実施して、関係機関との連携強化を図り、防災・防犯対策を推進します。

特に本市には郷土の自然及び文化並びに天文に関する資料の収集、整理、保管、展示及び調査研究を行う総合博物館としての市立博物館が設置されており、文化財レスキューによる対応が必要な大規模災害時においては、県を経由して文化財防災センターに要請を行い、文化財部局と博物館を中心となり、資料の一時避難や洗浄、保存処理等の応急措置が迅速に行えるよう、対応マニュアルを構築していく必要があります。

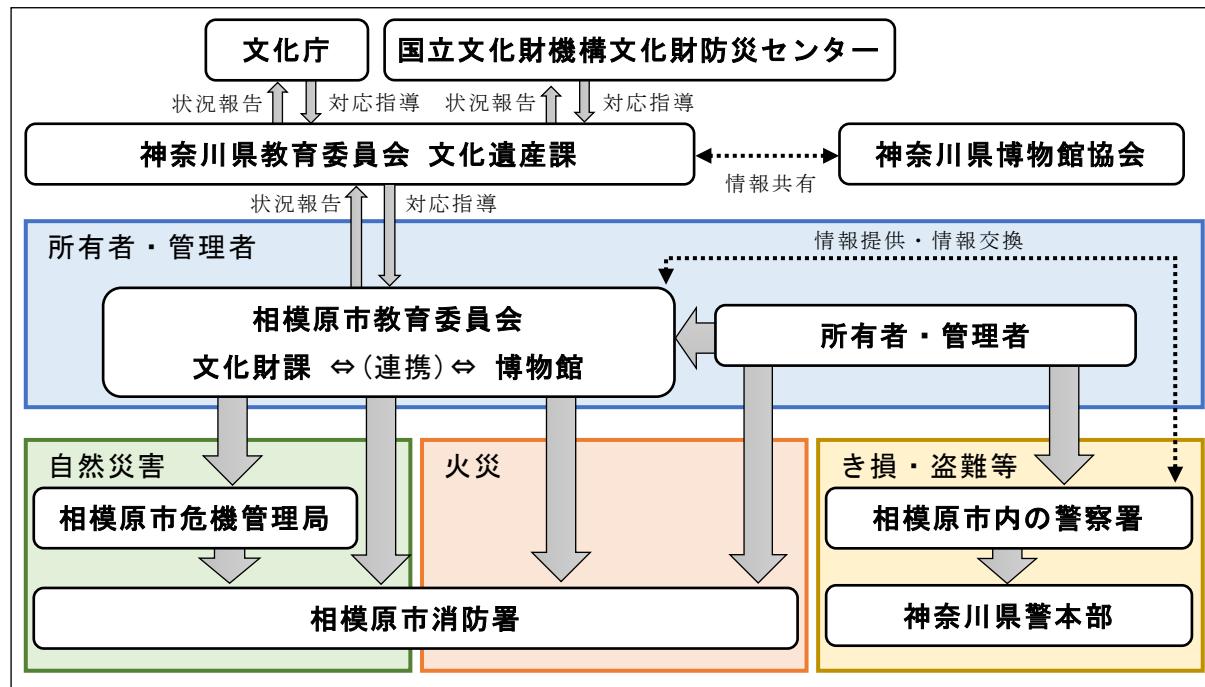


図 8-8 文化財の防災・防犯体制図